

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート  
コーポレート・ガバナンス 基本方針

## 第1章 総則

### 第1条 目的

当社は、株主やお客様をはじめとするステークホルダーから高い信頼と評価を得られるよう、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として本基本方針を制定いたします。

### 第2条 コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、株主、お客様、従業員、取引先、地域社会に対して企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保ならびにコンプライアンス遵守の経営、また効率的な経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。また、社外の専門家（公認会計士、弁護士等）からの意見も参考とし、透明性の実現と管理体制の強化を進めてまいります。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含め、株主の権利・平等性の確保に努めるとともに、権利を適切に行使することができる環境の整備を行ってまいります。

### 第3条 株主総会

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であることを認識し、株主をその持ち分に応じて平等に扱い、その権利が実質的に確保されるよう以下の方策を実施いたします。

- ① 株主総会の議決権行使状況を確認し、会社提案議案に対し相当数の反対票が投じられた場合には、その原因を分析し、株主との対話その他の対応の要否について検討を行います。
- ② 株主が会社提案議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知早期発送に努めるとともに、株主総会招集通知発送前に電子的方法により開示いたします。
- ③ 株主総会が株主との建設的な対話の場であるとの認識のもと、株主総会の開催日は、可能な限り集中日を避けて設定いたします。

### 第4条 資本政策の基本的な方針

当社は株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、今後の当社の配当政策の基本方針としては、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じた柔軟な対応をとってまいります。

## 第5条 関連当事者間の取引

当社は、NTTグループ会社役員を含む関連当事者との取引を行うにあたっては、市場価格等を勘案し相手方と交渉の上、一般の取引先と同等の条件で価格等を決定する事を原則といたします。

2 関連当事者との取引のうち重要なものについては、社内規程等に則り法務部門等による審査を行うとともに、「取締役会規程」において取締役会の承認事項としたうえ取引毎の実績を報告事項とすることにより、当社及び少数株主の利益を害する事のないように独立社外取締役を含む取締役会が監視を行ってまいります。

## 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を目的として、取締役会や経営陣のリーダーシップのもと、従業員、取引先、地域社会等をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。

## 第6条 企業理念等

当社は以下の通り Mission 等を策定し、取締役会が周知・遵守を牽引いたします。

### **Mission（存在意義）**

人・企業・社会を情報技術でつなぎ、未来に向けた新たな価値を創造し、グローバルに発信する

### **Vision（目指す姿）**

お客様のビジネス変革を推進するグローバル DX パートナーへ

### **Value（価値観・行動指針）**

#### **挑戦（Challenge）**

固定観念にとらわれず、変化を楽しみながら共に挑戦し続ける

#### **協創（Collaboration）**

多様性を認めあい、思いやりを持って共に支えあいながら新しい価値を作り出す

#### **感動と驚きを（Beyond Expectations）**

共にプロフェッショナルとしての自覚を持ち、共にお客様の期待を超える

#### **社会（Global Citizen）**

社会の一員であることを意識し、共に真摯な姿勢で取り組む

## 第7条 ダイバーシティの推進

当社は、社内における多様な価値観・バックグラウンドを持つ従業員等の存在が重要であるとの認識のもと、性別・国籍を問わず、従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、ワークライフバランスの推進や女性の活躍推進をはじめとする環境・制度の整備を目指します。

## 第8条 内部通報制度

当社は、内部統制システムの一環として、従業員が不利益を被ることなく違法行為等に関する情報を伝えることができるよう、経営陣から独立した内部通報窓口を設置する等の体制を整備し、その

運用状況について定期的に取り締役会に報告いたします。

#### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼性の確保のため、財務情報や企業理念、経営計画及びリスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外の情報についても有用性の高いものとなるように努め、かつ平易な方法によって開示いたします。

#### 第5章 取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託責任を認識し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために本基本方針に定めるコーポレート・ガバナンス体制を構築いたします。

##### 第9条 取締役会の役割・責務

取締役会は、法令で定められた事項、および会社経営に関する重要事項等「取締役会規程」に定めた事項を決定いたします。

2 取締役会は、業務執行の状況について取締役から適宜報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督いたします。

3 取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の意思決定については、社内の規程に基づき、代表取締役および業務執行取締役等に対し委任いたします。

4 取締役会は、コンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る体制その他法令に定める内部統制システムを整備し、その運用が有効に行われているかを監督いたします。

##### 第10条 監査役及び監査役会の役割・責務

当社の監査役及び監査役会は、監査役職責とそれを果たす上での心構えを明らかにすると共に、その職責を遂行するための監査体制のあり方、監査に当たっての基準及び行動の指針等を定めた監査役規程に則り、独立した立場において適切に判断を行ってまいります。

2 当社の監査役及び監査役会は、良質なコーポレート・ガバナンス体制を確立するという責務を通じ、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、取締役会等において、あるいは取締役または従業員に対し、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的な意見の表明を行うこととしております。

3 各監査役は、期初に決定した監査方針、監査計画、監査分担に基づき、取締役会、経営会議など重要な会議への参加、代表取締役及び経営幹部との定期的打合せ、実地監査及び会計監査人、内部監査部門との連携等を実施いたします。

4 監査役会は、社外取締役が情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保いたします。

## 第 11 条 独立社外取締役

当社は、業務執行の監督機能を強化する観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない人材を独立社外取締役として選任いたします。

2 当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立基準に加え、別紙の独自の基準を満たす独立社外取締役及び独立社外監査役を選定いたします。

3 独立社外取締役は、経営陣から独立した立場で、取締役会が決定した経営戦略、中期経営計画に照らして、当社の経営の成果及び業務執行取締役の業績を検証および評価するとともに、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会において適切に反映いたします。

4 社外取締役は、役員の指名・報酬等を取締役会で議論する際に、必要に応じて適切な関与・助言を行ってまいります。

## 第 12 条 取締役会の構成及び選任・資格

当社の取締役会は、専門分野等のバランス及び多様性を考慮した構成とし、定款の定めに従い7名以内といたします。

2 当社の取締役は、以下の方針及び手続により選任いたします。

① 独立社外取締役を除く取締役は、当社の発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材から選任いたします。

② 取締役の選任議案については、取締役会の開催に先立ち親会社及び独立社外取締役に対し説明を行い、適切に助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議いたします。

3 取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けるため、上場会社の役員の兼職については合理的な範囲にとどめるものとします。また、毎年、取締役の重要な兼職状況について開示いたします。

## 第 13 条 取締役の報酬

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び報酬の構成・水準については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役及び親会社に対して説明を行い、適切な助言を得たうえで、取締役会にて決定しております。

2 取締役の個人別の報酬等については、株主総会で決議された額の範囲内で、役位ごとの役割や責任範囲に基づき相応しい水準を確保するとともに、業績向上に対する適切なインセンティブを付与するという方針の下で、基本報酬と短期の業績連動報酬を金銭報酬として、中長期の業績連動報酬を株式報酬として支給することとします。

① 短期の業績連動報酬は、主に財務目標等を指標とした計画達成度を基準として支給金額を算定し、基本報酬とあわせて、月額報酬として毎月支給することとします。

② 中長期の業績連動報酬は、一定期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を、原則として毎年支給することとし、支給株式数は、役位ごとの役割や責任範囲に基づき決定します。譲渡制限は、一定期間中継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として（一部については、これに加えて、中期経営計画で掲げた財務目標、その他施策の指標の目標値を上回ることを条件として）、解除されるものとします。

③ 報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝60：25：15」としております。

3 社外取締役の個人別報酬については、業務執行から独立した立場であることから業績に連動させず、基本報酬のみを月額報酬として毎月支給することとしております。

4 監査役の報酬等については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

5 取締役の個人別の報酬等の決定に関して、取締役会は、代表取締役中山義人に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の額の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

#### 第14条 取締役会の運営・評価等

取締役会は、会議の運営にあたって開催を原則月1回とし、想定される審議事項をあらかじめ設定するとともに、審議項目数や審議時間には制限を設けず、審議の活性化を図ってまいります。

2 取締役は、前項に関する情報だけではなく、内部統制システムの運用状況の監督の観点から内部監査部門からも積極的に情報を入手し、監督いたします。

3 取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、すべての取締役・監査役に対し、取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営状況など取締役会の実効性に関するアンケートを実施いたします。評価・分析についてはアンケートの回答を踏まえ、取締役会において、取締役会全体の実効性に関する評価・分析を審議いたします。

4 取締役・監査役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行います。また、就任後はコンプライアンスやコーポレート・ガバナンス、市場動向、国内外の経済・社会問題など多岐にわたる研修の機会を提供することといたします。

## 第6章 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。また、取締役は株主の意見を真摯に受け止め、必要な対応に努めてまいります。

#### 第15条 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な企業価値向上に向け、経営・財務情報をはじめ非財務情報を含めた適時適切な情報開示を務めるとともに、以下の方針に従い、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を通じた長期的な信頼関係の構築に努めてまいります。

① 株主・投資家との建設的な対話を実現するため、統括は原則管理本部担当役員が行います。

② 株主との対話を補助するため、IRの担当部門を定めます。またIRの担当部門を中心として社内関係各部署と密接に連携の上、積極的なIR活動を推進します。

③ 機関投資家向け事業説明会を定期的で開催いたします。また、当該説明会資料は遅滞なく自社

HPに掲載し、個人投資家への周知を図ります。

- ④ 投資家説明会や株主総会、日々の問合せの中で把握された株主の意見等は、必要に応じ経営陣幹部へ報告を行います。
- ⑤ インサイダー情報については内部者取引規程に基づき、厳格に管理いたします。また、規程変更時には役職員向けに勉強会等も実施します。

#### 改廃

本基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

平成 29 年 5 月 1 9 日 制定

2023 年 6 月 1 6 日 改定

## 【別紙】独立性基準

1. 現在または過去 10 年間に於いて当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと
2. 当社の現在の主要な株主（総議決権の 10%以上を保有する株主）またはその業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（年間取引額が、当社連結売上高の 2%を超える取引先または年間仕入額が当該会社の連結売上高の 2%を超える仕入先）の業務執行者でないこと
4. 当社の主要な借入先（年間借入額が、当社総資産の 2%を超える金融機関）の業務執行者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に年間 1,000 万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家でないこと